BELS評価料金

単位：円（税込み）

建て方	審査条件			料金
一戸建ての住宅	単独審査			38,000
	併願審査			13,000
共同住宅等	単独審査	住戸部分の申請に係る戸数 （基本料金+戸当たり料金×評価住戸数）	2～15戸以下	110,000+2,000×N（評価住戸数）
			16戸～30戸以下	143,000+2,000×N（評価住戸数）
			31戸以上	198,000+2,000×N（評価住戸数）
	併願審査		2～15戸以下	60,000
			16戸～30戸以下	120,000
			31戸以上	180,000
	共用部分			80,000

※併願申請は、建築物エネルギー消費性能適合性判定・設計住宅性能評価・長期使用構造等確認審査とし、計算書の変更がないもので
　外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。（共用部分未計算の場合は、共用部分の料金を加算する）
※変更申請料金は、対象となる直前の評価を当機関が行っている場合は、１回の変更につき、上表申請料金の２分の１の額とする。
※非住宅建築物に係るBELS評価料金につきましては別途、お問い合わせください。

その他手続きに係る料金

単位：円（税込み）

手続きの種類	料金
評価書の再交付	5,500